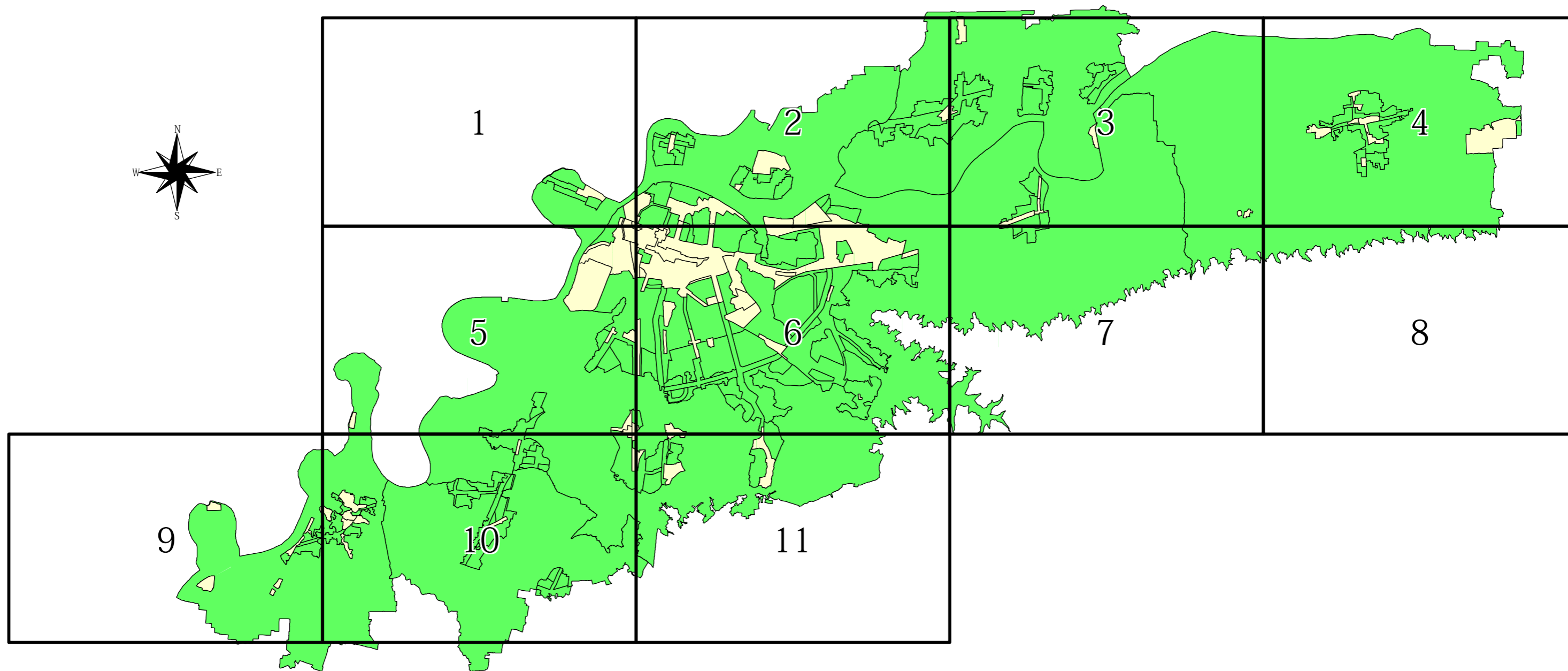


久留米市振動規制指定地図



特定工場に係る振動の規制基準				特定建設作業に係る振動の規制基準						
時間の区分 区域の区分		午前8時 ～午後7時	午後7時～ 翌日の午前8時	規制項目 区域の区分		振動 (敷地境界線上)	作業禁止時間	一日当たりの 作業時間	同一場所での 作業期間	日曜、休日に おける作業
第1種区域	第1種区域	60以下	55以下	第1種・第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域 その他の地域	第1号区域	75db(A)以下	午後7時 ～午前7時	10時間以内	連続6日以内	禁止
	第2種区域	65以下	60以下		第2号区域		午後10時 ～午前6時	14時間以内	連続6日以内	禁止

※規制値は、敷地境界線上の値
 ※土地利用の実態を考慮して指定している地域有り（産業集積地区等）

◎特定建設作業の規制に伴う地域区分
 第1種区域 } 第1号区域
 第2種区域 }
 除外区域（標高200m以上の山地等）